

平成30年度 沖縄県男女共同参画審議会 議事要旨

1 日 時：平成31年3月11日（木）14:00～16:00

2 場 所：沖縄県庁舎6階特別第2会議室

3 出席者：20名

(1) 沖縄県男女共同参画審議会委員：13名

会 長	喜納	育江
副会長	横山	圭子
委 員	漢那	洋子
委 員	新立	弘子
委 員	砂川	安弘
委 員	仲村	博幸
委 員	比嘉	祐子
委 員	前田	典男
委 員	銘苺	尚一郎
委 員	与那覇	依子
委 員	崎原	末子
委 員	波上	こずみ
委 員	山城	秀康

(2) 沖縄県（平和援護・男女参画課）：3名

大濱靖	子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長
又吉 剛	子ども生活福祉部平和援護・男女参画課 男女共同参画班長
上地 徳美	子ども生活福祉部平和援護・男女参画課 男女共同参画班主事

(3) 沖縄県（平和援護・男女参画課マトリックス職員）：4名

祝嶺 浩之	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 在宅福祉班長
崎原 美奈子	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 母子福祉班長
長元 司	農林水産部営農支援課 営農担い手班長
松本 一	商工労働部労働政策課 労政企画班班長

4 審議会次第

- ・委嘱状辞令交付式
- ・開会
- ・議事

(1) 沖縄県の男女共同参画の状況について

(2) 第5次沖縄県男女共同参画計画に係る取組状況について

5 会議経過・内容等

【議事1】 沖縄県の男女共同参画の状況について

- ・事務局より、「平成30年度沖縄県男女共同参画の状況」概要を説明。

(事務局)

資料「平成30年度沖縄県男女共同参画の状況」より、資料の修正依頼（福祉保健所→福祉事務所）、主なデータ等について、概要を説明

【議事2】 第5次沖縄県男女共同参画計画に係る取組状況について

- ・事務局より、引き続き「第5次沖縄県男女共同参画計画」（期間：H29～H33）の推移などについて説明を行った。

(喜納会長)

それでは、事務局より説明いただいた議事1（平成30年度沖縄県男女共同参画の状況）また、引き続き議事2の（第5次沖縄県男女共同参画計画）の取組状況に関して、委員の皆さまのご意見等よろしくお願いします。

(与那覇委員)

約60人の女性従業員を雇い入れ会社を経営しておりますが、その中の約4割が一人親家庭で、若い方が多くまた、子どもが幼く病気でお休みしなければならない状況で、市町村が運営しているファミリーサポートや一人親支援を利用しようとしてもいつもいっばいで派遣できないと言われていたりしている状況で、ファミリーサポートセンター事業の執行率が125%の内容がよくわからない。特に沖縄市は一人親家庭が多い。また一人親家庭の子どもたちの学力の低下と栄養面が心配。

(喜納会長)

ファミリーサポートセンターの達成率が125%の数字が現実離れているような気がします。事務局どうでしょうか。

(事務局)

本日、担当しておりますマトリックス組織班員が欠席をしておりますので、確認いたしまして、後日回答いたします。【補足①】

(喜納会長)

他にご意見はございますか。

それではあらかじめ質問を3名の委員よりいただいております。比嘉委員・与那覇委員・波上委員で、3方より質問を受けた後、事務局が回答するとします。では比嘉委員からお願いします。

(比嘉委員)

資料1で町村議員の女性議員率が平均以下なので、クォーター制の導入の検討をしたらどうか。県、市町村の審議会の女性登用についても全国的に平均以下なので、取組を強化してほしい。県における管理職の割合も低いので積極的に女性の登用を図っていただきたい。

資料2について(16)市町村審議会の女性の割合は28.2%は低すぎる(18)市町村における講座やイベント等の割合が低いと思いますが、取組が進まない原因があるのでしょうか。(21)県の審議会に占める女性割合が計画策定時より低いのでクォーター制の検討した方がいいのではないかと。(22)県の課長職以上に占める

女性の割合が低いので管理職への積極的な登用を期待します。また、女性が管理職になるために迷わないよう研修等の充実するように。(24) デイゴプランの周知度が低い。多くの事業が女性財団に委託しており、県の参画行政の取組が見えづらい。資料3(37) 女性団体等に対する助言と支援について内閣府で女性団体連絡協議会長が表彰されたので、それも評価にいれてもいいのでは。その他の女性団体との補助事業を含めネットワークづくりを進めてほしい。

(喜納会長)

資料ごとに説明願います。

(事務局)

県、市町村議員について、追加資料としてお配りしている資料を見てみると女性が立候補すると当選する確率が高いが、女性の立候補者が少ない。要因となるものは固定的意識(政治は男性もの)や、議員活動と家庭(育児)の両立が難しい。(特に家事・育児の負担が大きく、立候補することに躊躇してしまう)

クォーター制については日本ではまだ導入されていないが、もし、導入されれば一程度の効果はあるかもしれないが、その前に男性・女性とも意識改革が進まないとなかなか進んでいけないと考える。

(喜納会長)

やはり、家事関連時間にしても、男性の心配りがなければ表に出てこれないので、意識改革は必要です。また、審議会についてはどうでしょうか。

(事務局)

追加資料を見て下さい。審議会について、推薦先に女性適任者が少ない。例えば弁護士や医師会等で審議会委員の推薦が多いと思うが、女性が少なく、一人の医師に対し何件も審議会委員をしている現状があり、弁護士もしかり。です。ので来年度より、審議会において医師以外でも薬剤師、看護協会、保健師等へまた、弁護士以外でも行政書士、司法書士等へ依頼する事も視野にいれ取り組んでいきたい。また、P9で知事名で協力依頼を各関係団体へ依頼をしている。

(喜友名会長)

ただいまの件に関連して他になにかご意見等ありますか。

では、女性団体支援についてなにかありますか。

(事務局)

今でも女性団体様とは協力をいただいておりますが、女性力・平和推進課という課をあらたに設置し、女性団体また、いろんな団体と協力しながら、課題を乗り越えて男女共同参画社会の実現にむけ、取り組んでいきたい。具体的な内容は今後進めていきたい。よろしく願いいたします。

(喜納会長)

資料2への回答がまだですので、お願いします。

(事務局)

市町村のイベント等の率が低い等ありますが、毎年5月に各市町村の男女参画担当者との研修会があり、その場にて情報共有しておりますが、次年度4月に行われる振興拡大会議【市町村長会議】で更なる協力を依頼し男女共同参画推進したいと思っております。市町村とさらなる協力連携をとっていきたい。

(喜納会長)

デイゴプランの周知度が低いとありましたが、、、

(事務局)

女性団体・各団体等と連携しデイゴプランの周知度が上がるよう、推進していきたい。

(喜納会長)

4月にある拡大会議で周知させてもいいかもしれませんね。

比嘉委員よろしいでしょうか。

(比嘉委員)

はい。

(喜納会長)

それでは、与那覇委員お願いいたします。

(与那覇委員)

中小企業同友会女性部会でデイゴプランを読み合わせをしたが、知っている方がすくないので、県はデイゴプランの周知に頑張ってください。

女性の場合、一生働くキャリアプラン意識が低い。企業の中でも10年後のキャリアプランが策定できるような事業について、まずは女子高校生等へキャリアプランについて周知・教育が必要ではないか。

(事務局：労働政策課)

労働政策課では二通りあり、女性が働き続けられる応援事業（企業支援）と個別に女性キャリアプランに対し相談・助言をするという事業がございます。企業支援では、H28より女性が働き続けられる環境整備に向けた調査を実施すると共にその調査を自主的に取り組むことができるよう「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」を策定しております。モデル企業で促進企業の公募H29以降は9社モデル企業としてH30は23社で同じ中小企業範囲で頑張っているところがあれば目標になるし取組を共有できる。同じ悩みを共有できるので、ディスカッションできる場を設ける等、次年度も検討し取り組んでいきたい。

(与那覇委員)

はい。実は私も女性が働き続けられるプログラム発表の時、実際おりまして、正直このプログラムいいなと思いました。女性が働き続けるにはどのような環境が必要か女性が各部門から意見を吸い上げて自社が持っている問題を洗い出しその問題に対し、専門家もサポートし進めていったので、女性部としては来年度は参加者が増えると思います。ぜひ継続してください。

(喜納会長)

よろしいでしょうか。

では、波上委員お願いいたします。

(波上委員)

全体的な報告内容また取組が女性を対象としているので、女性が働きやすくするため男性も含めてみんなで働き方を考えるってことが大事。女性だけクローズアップしている所に少し違和感を感じている。

質問は三つで、(質問①)資料1(P8)男女の生活時間について、家事関連時間に差がありすぎて、驚愕しました。先ほど説明がありましたので、省きます。委員の皆さんも審議会の間、どうしたら男性も家事に参加できるかアイデアがあればどんどん発表していただけるといいと思います。

(質問②)資料3(2-15)「再就職希望者に対する支援」と(2-17)「女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくり」が同じ取組ではないか。解釈について伺いたい。

(質問③)資料3(2-5)「女性の活躍を推進するための企業に対する支援」につ

いてワーク・ライフ・バランス認証企業の制度の導入が、メインとなっていないか。認証企業に働いている方は自社が認証を受けている事すら知らない方がいる。女性活躍推進は男性も含めた職場環境の改善が必須である。認証をうけた企業で実態を把握する調査等していないのか。

(喜友名会長)

それでは事務局説明をお願いします。

(事務局)

(質問①) 家事関連時間ではH23のデータは男性の家事関連時間は38分になっており、5年間で約7分増えた。男性の家事関連時間が増えない要因はいろいろあると思うが、女性におわされる家事・育児・介護の性別的役割であると思われる。女性管理職を増やすためには性別的役割意識を変えなければ、難しい。県としても意識改革にむけ、次年度でまずは意識調査をおこない、女性と男性との意識のギャップを調査しながら意識改革に取り組んでいきたい。

(事務局：労働政策課)

(質問②) 「女性のおしごと応援事業」は、就業を希望する、もしくは就業を継続したい女性を対象とした相談助言や、キャリアアップセミナーの実施で支援する「女性のおしごと応援相談」業務と、女性の就業継続の観点から、女性が働きやすい職場環境を自主的に取り組む企業を支援する「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」活用促進業務で構成されています。

ご指摘のありました2-17については、「事業内容」「H29年度事業実績」が誤って「女性のおしごと応援相談」業務の内容となっておりますので、申し訳ありませんが、修正させていただきたいと考えております。差替版を追加資料として添付しております。

(質問③) ライフ・ワーク・バランス企業認証制度については調査の段階では企業を訪問し、実施の実績がどうなっているのか、就業規則がどうなっているか、従業員への周知の方法や長時間労働の削減等の取組をヒアリングしながら企業に確認をしている。全ての企業に行っている訳ではないが、確認は行っている。また、次年度以降、認証の基準等の見直しがあるため、次年度の予算によりますが、認証後の実態調査等を行いたいと思っております。働き方改革生産性向上にむけ取り組みを進めて行きます。

(喜納会長)

はい。波の上委員の指摘により修正されましたが、他に修正等が必要なものとかございますか。

(事務局：青少年・子ども家庭課)

修正ではないのですが、先ほどの与那覇委員のひとり親関係の質問がございましたので、説明したいと思います。ファミリーサポートセンターの実施の達成状況の話をしていましたので、お答えできなかったのですが、ひとり親家庭に関しては、確かにひとり親の家庭では子どもが病気なった場合、預かる場所がなく、仕事を休んでしまう。病後児保育等の施設が少なく、料金も高いという部分が有ります。ただ、お子様の病気ではなく、ひとり親施策として資料2-20でひとり親家庭等日常生活支援（ヘルパー派遣事業）がございまして、那覇市政令市ですので、那覇市以外の市町村は県で実施しており、登録をしていただければ親の急な病気や冠婚葬祭等、家事のお手伝いや一時預かりをヘルパーさんを派遣する事業をしておりますので、利用していただきたいと思います。登録者数も年々増えております。ただヘルパーさんとの日程調整がありますので、

急だと対応できかねる場合もあると思います。そういう支援策も実施していると補足の説明で伝えておきます。

(喜納会長)

はい。それではその他ありますか。

(横山委員)

資料3-39の老人福祉施設の整備が男女共同参画計画に組み込まれている理由を教えてください。

(事務局：高齢福祉介護課)

老人福祉施設の整備と男女の計画の関連性は項目の「生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」とありますので、生活する上で経済的にもまた、老人が老人を介護する肉体的にもきついが、頼るところがない等で介護を支える環境整備が必要ではないか。そのため計画に掲載されていると思う。

(横山委員)

なぜに特別養護老人ホームなのか。限定した理由等あるのか。

(事務局：高齢福祉介護課)

おそらく、計画を立てるときに特別養護老人ホームが代表的な施設という部分で記載されていると思う。養護老人ホームやグループホーム等いろいろありますので、今後修正が可能であれば、他の施設を入れ込む等平和援護・男女参画課と調整していきたい。

(事務局)

第5次計画は平成28年に策定し、平成29年から平成33年までの5年計画となっており、5年も経つと状況等かわってきますので、再来年からまた新しい計画を策定してまいりますので、その際には意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(喜納会長)

その他資料の中で不明な点等ありますか。

(漢那委員)

資料1で家事関連時間の15歳～24歳は仕事をもっている方を対象としているのでしょうか。学生の方も含まれているのでしょうか。

(事務局)

基本的には就労している15歳～24歳が対象としていると思われる。もう少し調べて委員の方にはお知らせしたい。【訂正①】

(漢那委員)

若い世代で男女で時間の差があるので、例えば実家に暮らしていて、家で女子は家事の手伝いをしているのかと想像した。やはり意識改革で若い世代の子どもたちが30代40代になったとき、同じような性別的役割分担をもった社会が再生産されているのかと思い、教育機関と県との関連等、あるなら教えてほしい。

(事務局)

資料3-4-3「次世代にむけた意識啓発及び教育の推進」で教育庁義務教育課小中学校、県立学校教育課で高校を所管しております。基本的には人権教育を主に取り組んでおります。直接的に家事育児に関連する事業はしていない。男性に対し家事・育児に関係した事業をしていなかったのも、次年度新しい課も設置され、全庁的な取組を教育庁・警察本部等含めて行っていきたいと考えております。

(漢那委員)

次年度に意識調査をするとおっしゃっておいりましたので、学生の方にも是非調査をしていただきたい。

(事務局)

若い世代の子どもたちにも是非調査をしたいと思いますが、気になるところは調査の問いを見たときに子が親をモデルにし、質問に答えると同じ結果にならないか心配なところはあります。

(漢那委員)

難しいところはありますね。沖縄の風習的なものは調査していないのでしょうか。

(事務局)

県で5年に1回実施している県民意識調査の中では沖縄の仏壇等風習的な調査はしております。資料1は全国的な資料です。

(喜納会長)

活発なご意見をいただいておりますが、そろそろお時間となりますので、第5次沖縄県男女共同参画計画取組状況を県のHPで公表をお願いします。

今回の審議会ではやはり男女の意識改革は必要である。ということです。

本日予定しておりました議事はすべて終了しましたので、事務局へ進行を返します。

(事務局)

喜納会長および委員の皆様ありがとうございました。

審議会終了。

補足①： ファミリー・サポート・センター事業については多くの市町村が実施に取り組んだことにより、市町村数については目標値を達成している状況にありますが、委員からご指摘のあったとおり、実際の利用にあたっては提供会員の不足等により十分な対応ができない場合もあると聞いております。

提供会員の確保は全国的な課題であり、平成31年度より提供会員数を増やした場合の加算制度が創設されることとなっております。

県は、拡充される加算制度の活用を含め、市町村が実施するファミリー・サポート・センター事業拡充に向けた取り組みを支援してまいります。

訂正①： 総務省「社会生活基本調査」の年齢（15歳～24歳）については、ふだんの就業状態【有業者：主に仕事・通学のかたわらに仕事】【無業者：通学・その他】の総平均時間ですので、学生も含まれた調査ということになります。